

文教委員会資料

1 陳情の審査

(1) 陳情第5号 施設にある遊具の点検シールに関する陳情

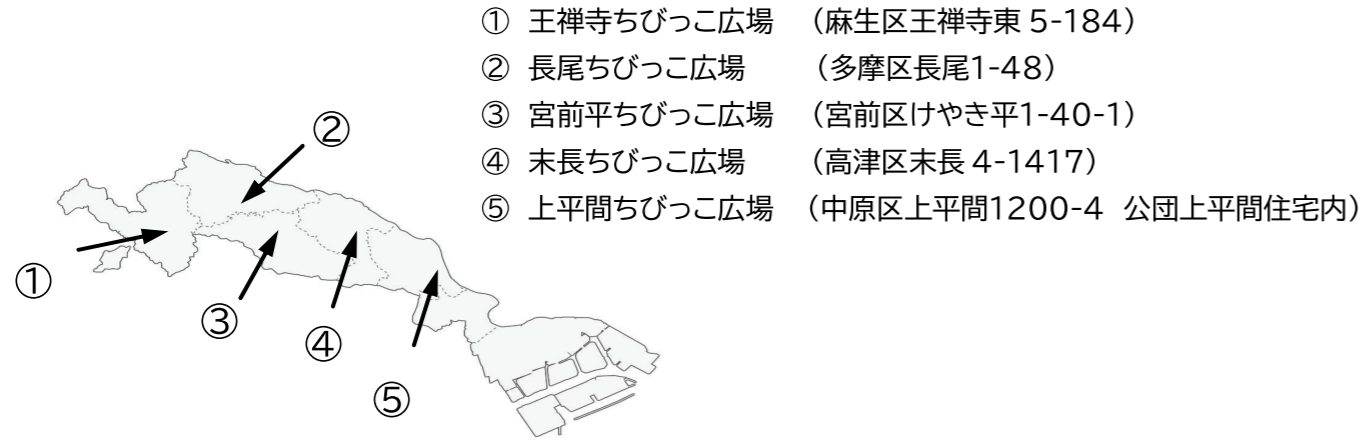
資料 「陳情第5号 施設にある遊具の点検シールに関する陳情について」

こども未来局

(令和5年7月27日)

1 「ちびっこ広場」 事業概要について

都市化の影響により失われつつあるこどもの遊び場を確保するために、地域の協力を得て、昭和43年度から昭和55年度に設置。(都市公園法に基づく公園ではない。)
 「川崎市こどもの遊び場事業実施要綱」に基づき、広場及び遊具等の維持管理を実施している。
 令和5年7月現在、市内5か所に設置されている。



2 管理体制について

(1) 事業所管

川崎市(青少年支援室)。各広場の管理業務は管理団体が行う。

(2) 土地使用貸借契約

川崎市と地権者で無償土地使用貸借契約を締結。
 年度初めから1年間の土地使用貸借契約とし、契約期間満了日の6か月前までに双方から申出がない場合は、1年間の自動更新(実質2年契約)となる。

| | 広場名 | 管理団体名 | 遊具 | 砂場 | 設置年度 | 敷地面積 |
|---|-----|--------------|----|----|------|----------------------|
| | | 土地所有者 | | | | |
| 1 | 王禅寺 | 地元町内会 個人 | × | ○ | S.55 | 1,146 m ² |
| 2 | 長尾 | 地元団体 地元団体 | ○ | ○ | S.50 | 291m ² |
| 3 | 宮前平 | 地元町内会 川崎市 | × | × | S.52 | 1,457 m ² |
| 4 | 未長 | 地元町内会 個人 | ○ | ○ | S.47 | 165 m ² |
| 5 | 上平間 | 地元団体 地元団体 | ○ | ○ | S.44 | 49m ² |

直近では、令和4年度当初に4か所のちびっこ広場の地権者と契約更新(宮前平は市所有)。期限は令和6年3月31日まで。

3 現在の利用状況について

遊具が設置されているのは、長尾・未長・上平間の3か所。遊具に関しては毎年、川崎市が業者に委託し保守点検を行っている。

(1) 王禅寺

ボール遊びを禁止する旨の看板が管理者により設置されている。
 定期的にグラウンドゴルフで利用している団体がある。

(2) 長尾 遊具あり

広場内に2点ある遊具(ジャングルジム、鉄棒)は、直近では令和5年3月の保守点検にて使用可の判定。
 令和2年度に老朽化によりすべり台を撤去した経緯あり。
 年1回、樹木の剪定や害虫駆除を委託し実施している。

(3) 宮前平

市所有。マンションに囲まれた中に所在。
 一時期、児童養護施設の仮園舎や、東京電力の鉄塔建替工事の工事用地として使用されていた。

(4) 未長 遊具あり

広場内に遊具2点(すべり台、鉄棒)。直近では令和5年3月の保守点検にて使用可の判定。
 令和2年度に老朽化によりブランコを撤去した経緯あり。

(5) 上平間 遊具あり

上平間住宅の敷地内に所在。
 広場内に遊具が3点(すべり台、鉄棒2台)あり、直近では令和5年2月の保守点検にて使用可の判定。

契約更新時や毎年の広場点検及び遊具修繕等の際、管理団体からの聞き取りでは、現在のどの広場も子どもの利用が少なくなっている状況。

地域における子どもの状況の変化や、近隣に公園が存在するなど、広場設置時とは状況が変わってきており、今後、地権者とも協議していく。

(今後の予定)

令和5年7月以降 契約更新意向確認 → 更新希望があれば令和6年1月頃 契約更新

4 願意に対する考え方

ちびっこ広場は各区役所道路公園センターが管理している都市公園法に基づく公園ではなく、また、所管であるこども未来局青少年支援室が年1回、委託業者により遊具の安全点検を行っていることから、現状、遊具に点検済シールを貼付していないが、今後は、親子がよりわかりやすく安心して遊べる環境を整えるため、遊具が設置されている長尾・未長・上平間の3か所のちびっこ広場については、関係局や地権者とも調整のうえ、シールを貼付することで検討していく。

手法としては、点検業者に委託の際、シール貼付も併せて委託する。または、点検業者が遊具の安全点検を行った後、職員が確認も含めシールを貼付するなどの方法を検討する。